

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社
法施行規則第 189 条に規定する書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

東芝テック株式会社

エトリア株式会社

2024年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都品川区大崎一丁目11番1号
東芝テック株式会社
代表取締役社長 錦織 弘信

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号横濱ゲートタワー
(旧本店：神奈川県海老名市泉二丁目7番1号)
エトリア株式会社
(旧商号：リコーテクノロジーズ株式会社)
代表取締役 中田 克典

東芝テック株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びエトリア株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。2024年7月1日付でリコーテクノロジーズ株式会社から商号変更しました。)は、2024年2月6日付で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結し、2024年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社とその複合機事業及びオートID事業に関して有する権利義務の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2024年7月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合(簡易吸収分割)に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 2 月 7 日付の電子公告にて、吸収分割をする旨、並びに吸収分割承継会社の商号及び住所を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による新株予約権の買い取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 7 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、吸収分割承継会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、その株主に対し、吸収分割をする旨、並びに吸収分割会社の商号及び住所を通知いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による株式の買い取りを請求した株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 7 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、吸収分割会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を公告いたしました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年7月1日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約に記載された資産、負債及びその他の権利義務を本吸収分割契約に従い承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、会社法第923条の規定に従い、2024年7月16日までに速やかに本吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

吸収分割承継会社は、2024年2月6日付で株式会社リコーとの間で締結した吸収分割契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、株式会社リコーを分割会社とし、吸収分割承継会社を承継会社とする吸収分割を行いました。

以 上